# 平成十八年国土交通省令第百十六号

提供の方法に関する基準を定める省令 び旅客特定車両停留施設を使用した役務の 移動等円滑化のために必要な道路の構造及

うに定める。 な道路の構造に関する基準を定める省令を次のよ する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第 | 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要 障害者等の移動等の円滑化の促進に関

目次

歩道等及び自転車歩行者専用道路等の 総則(第一条—第二条の二)

立体横断施設の構造(第十一条―第十 六条) 構造(第三条—第十条)

第四章 乗合自動車停留所の構造(第十七条 第十八条)

第五章 第六章 自動車駐車場の構造(第二十二条—第 第二十一条) 路面電車停留場等の構造(第十九条

第七章 旅客特定車両停留施設の構造 三条—第四十三条) (第三十

三十二条)

第八章 九 章旅客特定車両停留施設を使用した役務 の提供の方法(第四十九条―第五十八 移動等円滑化のために必要なその他の 施設等(第四十四条—第四十八条)

条

章 総則

第一条 この省令は、 項に規定する道路移動等円滑化基準)並びに同 定めるものとする。 条第三項及び第四項の主務省令で定める基準を 三条第二号の一般国道にあっては法第十条第一 準(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第 化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基 う。) 第十条第一項に規定する道路移動等円滑 の円滑化の促進に関する法律(以下「法」とい 高齢者、障害者等の移動等 2 |第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条

(用語の定義)

第二条 この省令における用語の意義は、法第二 路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第 二条に定めるもののほか、次に定めるところに 第二条(第四号及び第十三号に限る。)及び道 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 4 3

> 必要な幅員又は道路構造令第四十一条第一項設置するために必要な幅員又は除雪のために いた幅員をいう。 るおそれがある工作物、物件若しくは施設を 若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げ の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設 自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設 若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は 歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断 の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除 をいう。以下同じ。) に設ける傾斜路、通路 行者が道路等を横断するための立体的な施設 施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、自転車

に供される歩道又は自転車歩行者道の部分を二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用

三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に 注意喚起を行うために路面に敷設されるブロ 対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは ックをいう。

(災害等の場合の適用除外)

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定 災害等のためこの省令に規定する設備が使用で きない場合における役務の提供の方法について 両停留施設を使用した役務の提供の方法並びに 車両停留施設の構造及び設備、当該旅客特定車 は、この省令の規定によらないことができる。 等の構造 第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路

第三条 道路(自転車歩行者道を設ける道路、自 く。)には、歩道を設けるものとする。 転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除

る。 第三項に規定する幅員の値以上とするものとす

十条の二第二項に規定する幅員の値以上とする ものとする。 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第

とするものとする。 造令第三十九条第一項に規定する幅員の値以上 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構

四十条第一項に規定する幅員の値以上とするも のとする。 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令第

5 等の交通の状況を考慮して定めるものとする。 くは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用 等」という。) 又は自転車歩行者専用道路若し 又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者 道路等」という。)の有効幅員は、当該歩道等 歩道若しくは自転車歩行者道(以下「歩道

は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装 装は、雨水を地下に円滑に浸透させることがで第五条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗 得ない場合においては、この限りでない。 造、気象状況その他の特別の状況によりやむを きる構造とするものとする。ただし、道路の構

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ

(車両乗入れ部)

部のうち第六条第二項の規定による基準を満た

第六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦 ト以下とすることができる。 よりやむを得ない場合においては、八パーセン る。ただし、地形の状況その他の特別の理由に断勾配は、五パーセント以下とするものとす (勾配)

歩行者専用道路等の横断勾配は、一パーセント は、二パーセント以下とすることができる。 特別の理由によりやむを得ない場合において だし書に規定する場合又は地形の状況その他の 以下とするものとする。ただし、前条第一項た (歩道等と車道等の分離) 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は自転車

とする。

|第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続す る路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」 という。)又は自転車道に接続して縁石線を設 けるものとする。

3 2 る部分を除く。) に設ける縁石の車道等に対す 間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並必要がある場合においては、歩道等と車道等の 用の状況等を考慮して定めるものとする。 る高さは十五センチメートル以上とし、当該歩 道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続す

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗部分にあっては、この限りでない。 第八条 歩道等 (縁石を除く。) の車道等に対す とする。ただし、横断歩道に接続する歩道等のる高さは、五センチメートルを標準とするもの

木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものと

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端 段差は二センチメートルを標準とするものとす は、車道等の部分より高くするものとし、

2 する。 子を使用している者(以下「車椅子使用者」と いう。)が円滑に転回できる構造とするものと 前項の段差に接続する歩道等の部分は、

第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等 に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構円滑化のために必要であると認められる箇所 された立体横断施設」という。)を設けるも 造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑 す部分の有効幅員は、二メートル以上とするも (立体横断施設) のとする。 第三章 立体横断施設の構造

て、傾斜路を設けることができる。 を得ない場合においては、エレベーターに代え 高さが低い場合その他の特別の理由によりやむ ベーターを設けるものとする。ただし、昇降 移動等円滑化された立体横断施設には、エ

3 (エレベーター) スカレーターを設けるものとする。 通の状況により必要がある場合においては、 れた立体横断施設には、高齢者、障害者等の 前項に規定するもののほか、移動等円滑化さ 工交

第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設 けるエレベーターは、次に定める構造とするも のとする。

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複 は一・四メートル以上とし、内法奥行きは れているものに限る。)にあっては、内法 の出入口を音声により知らせる設備が設けら が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠 数あるエレベーターであって、車椅子使用者 法奥行きは一・五メートル以上とすること。 一・三五メートル以上とすること。 籠の内法幅は一・五メートル以上とし、

あっては九十センチメートル以上とし、 規定による基準に適合するエレベーターに 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第 二号

の規定による基準に適合するエレベーターに っては八十センチメートル以上とするこ

適合するエレベーターにあっては、この限り ること。ただし、 び昇降路の出入口を確認するための鏡を設け 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及 第二号の規定による基準に

されていることにより、籠外にいる者と籠内 は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置 これに類するものがはめ込まれていること又 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他 いる者が互いに視覚的に確認できる構造と 六

籠内に手すりを設けること。

長する機能を設けること。 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延

籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現

路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる 在位置を表示する設備を設けること。 設備を設けること。 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降

操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤- 一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける は、点字をはり付けること等により視覚障害 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑 操作できる位置に操作盤を設けること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分 の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥 者が容易に操作できる構造とすること。 行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーター 籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時 設けられている場合においては、この限りで に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が により知らせる設備を設けること。ただし、 の乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設 いて同じ。)は、 ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条にお 次に定める構造とするものと

ただし、設置場所の状況その他の特別の理由 によりやむを得ない場合においては、 有効幅員は、二メートル以上とすること。 ル以上とすることができる。

七

パーセント以下とすることができる。理由によりやむを得ない場合においては、 縦断勾配は、五パーセント以下とするこ ただし、設置場所の状況その他の特別の 八

横断勾配は、設けないこと。

五四 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場 一段式の手すりを両側に設けること。

所を示す点字をはり付けること。 路面は、平たんで、滑りにくく、 かつ、 水

又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等 等により当該勾配部分を容易に識別できるも はけの良い仕上げとすること。

限りでない。 し、側面が壁面である場合においては、 の他これに類する工作物を設けること。ただ のとすること。 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵そ

これに類する工作物を設けること。 ぐため必要がある場合においては、柵その他 五メートル以下の歩道等の部分への進入を防 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・

内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を路にあっては、高さ七十五センチメートル以 設けること。 高さが七十五センチメートルを超える傾斜

(エスカレーター)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設 けるエスカレーターは、次に定める構造とする ものとする。

二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕 れ設置すること。 上り専用のものと下り専用のものをそれぞ

三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同 平面上にある構造とすること。 上げとすること。

Ŧi.

踏面は、平たんで、滑りにくく、

かつ、

を容易に識別できるものとすること。 度比が大きいこと等により踏み段相互の境界 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝

兀

六 エスカレーターの上端及び下端に近接する 五. 易に識別できるものとすること。 いこと等によりくし板と踏み段との境界を容 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大き

ターへの進入の可否を示すこと。 歩道等及び通路の路面において、エスカレー

ことができる。 においては、六十センチメートル以上とする

(通路)

ける通路は、次に定める構造とするものとす第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設

路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮し て定めること。 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通

又は路面の排水のために必要な場合において だし、構造上の理由によりやむを得ない場合 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。た

は、この限りでない。 二段式の手すりを両側に設けること。

所を示す点字をはり付けること。 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、 水

Ŧi. 六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その し、側面が壁面である場合においては、この他これに類する工作物を設けること。ただ はけの良い仕上げとすること。

限りでない。

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設 次に定める構造とするものとする。 ける階段 (その踊場を含む。以下同じ。) は、

有効幅員は、一・五メートル以上とするこ

二 二段式の手すりを両側に設けること。 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場

においては、この限りでない。 その他の特別の理由によりやむを得ない場合 所を示す点字をはり付けること。 回り段としないこと。ただし、地形の状況

比が大きいこと等により段を容易に識別でき はけの良い仕上げとすること。 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因と なるものを設けない構造とすること。 るものとすること。

他これに類する工作物を設けること。ただ し、側面が壁面である場合においては、この 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その

こと。ただし、歩行者の交通量が少ない場合 踏み段の有効幅は、一メートル以上とする 九 メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐ 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五

> ため必要がある場合においては、柵その他こ れに類する工作物を設けること。

十 階段の高さが三メートルを超える場合にお あっては当該階段の幅員の値以上とするこ は一・二メートル以上とし、その他の場合に一・ 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあって いては、その途中に踊場を設けること。

第四 章 乗合自動車停留所の構造

(高さ)

第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びそ 第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の 分の車道等に対する高さは、十五センチメート (ベンチ及び上屋) ルを標準とするものとする。

場合においては、この限りでない。 第五章 路面電車停留場等の構造

機能を代替する施設が既に存する場合又は地 の上屋を設けるものとする。ただし、それら

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

第十九条 路面電車停留場の乗降場は、 る構造とするものとする。 (乗降場) にあっては二メートル以上とし、片側を使用 有効幅員は、乗降場の両側を使用するも 次に定め

二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口 床面とは、できる限り平らとすること。 するものにあっては一・五メートル以上とす ること。

三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用 おいて、できる限り小さくすること。両の走行に支障を及ぼすおそれのない範 降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の 車

四 横断勾配は、一パーセントを標準とするこ によりやむを得ない場合においては、この と。ただし、地形の状況その他の特別の理 りでない。 限由

五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとす ること。

六 乗降場は、縁石線により区画するものと 七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設ける こと。ただし、設置場所の状況その他の特別 の理由によりやむを得ない場合においては、 し、その車道側に柵を設けること。

(傾斜路の勾配) この限りでない。

|第二十条 路面電車停留所の乗降場と車道等と 高低差がある場合においては、傾斜路を設ける

ものとし、その勾配は、次に定めるところによ

セント以下とすることができる。 によりやむを得ない場合においては、 と。ただし、地形の状況その他の特別の理由 断勾配は、五パーセント以下とするこ

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分) 横断勾配は、設けないこと。

第二十一条 できる限り小さくするものとする。 分においては、軌条面と道路面との高低差は 第六章 自動車駐車場の構造 歩行者の横断の用に供する軌道の部

(障害者用駐車施設)

第二十二条 自動車駐車場には、障害者が円滑に 台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車 数以上とするものとする。 車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐 利用できる駐車の用に供する部分(以下「障害 者用駐車施設」という。) を設けるものとする。 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全

障害者用駐車施設は、次に定める構造とする

入口からの距離ができるだけ短くなる位置に当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出

三 障害者用である旨を見やすい方法により表 有効幅は、三・五メートル以上とするこ

(障害者用停車施設)

障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円第二十三条 自動車駐車場の自動車の出入口又は い場合においては、この限りでない。 する。ただし、構造上の理由によりやむを得な 滑に利用できる停車の用に供する部分(以下 「障害者用停車施設」という。)を設けるものと

障害者用停車施設は、次に定める構造とする

設けること。 入口からの距離ができるだけ短くなる位置に 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出 3

二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は 円滑に乗降できる構造とすること 五メートル以上とする等、障害者が安全かつ ・五メートル以上とし、 有効奥行きは一・

三 障害者用である旨を見やすい方法により表

第二十四条 自動車駐車場の歩行者の出入口 次に定める構造とするものとする。ただし、当 該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の 出入口については、この限りでない。

出入口にあっては自動的に開閉する構造と外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の一・二メートル以上とする当該自動車駐車場 歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効 こと。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる が円滑に開閉して通過できる構造とするこ 幅は、一・二メートル以上とすること。 し、その他の出入口にあっては車椅子使用者 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を 有効幅は、九十センチメートル以上とする

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段

(通路)

うち一以上の通路は、次に定める構造とするも のとする。 差を設けないこと。 有効幅員は、二メートル以上とすること。

第二十六条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出 ハ昜合においては、エレベーターに代えて、傾する。ただし、構造上の理由によりやむを得ない。 斜路を設けることができる。 当該階に停止するエレベーターを設けるものと (エレベーター) いる階に限る。)を有する自動車駐車場には、 入口がない階(障害者用駐車施設が設けられて

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベー ターは、前条に規定する出入口に近接して設け るものとする。

く。) について準用する。 一項のエレベーター(前項のエレベーターを除 第十二条第一号から第四号までの規定は、

ついて準用する。第十二条の規定は、 第二項のエレベーターに

(傾斜路)

第二十七条第十三条の規定は、 斜路について準用する 前条第一項 の傾

差を設けないこと。

出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路の第二十五条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の

車椅子使用者が通過する際に支障となる段

三 路面は、平たんで、 げとすること。 かつ、滑りにくい仕上

第三十一条 前条第二項第一号の便房を設ける便 条各号に定める構造とすること。 な、次に定める構造とするものとする。

路を設ける場合においては、この限りでな支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜 出入口には、車椅子使用者が通過する際に

用に適した構造を有する便房が設けられて 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利 (階段)

第二十八条 第十六条の規定は、自動車駐車場外 の構造について準用する。へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段

第二十九条 屋外に設けられる自動車駐車場の障 する。 五条に規定する通路には、屋根を設けるものと 害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十

(便所)

第三十条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を 設ける場合は、当該便所は、次に定める構造と するものとする。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとするこ 便所の構造を視覚障害者に示すための点字に 区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の出入口付近に、男子用及び女子用の よる案内板その他の設備を設けること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一 の高さが三十五センチメートル以下のものに以上の床置式小便器、壁掛式小便器(受け口 限る。)その他これらに類する小便器を設け ること。

手すりを設けること。 前号の規定により設けられる小便器には、

2 掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける の円滑な利用に適した構造を有する便房が設は、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等 けられていること。 便所(男子用及び女子用の区別があるとき

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構 造を有する便所であること。

経路における通路のうち一以上の通路は、 第二十五条に規定する通路と便所との間の 同

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以 上とすること。

ることを表示する案内標識を設けること。

戸は、次に定める構造とすること。 出入口に戸を設ける場合においては、

有効幅は、八十センチメートル以上とす

できる構造とすること。 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過

確保すること 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを

とするものとする。 前条第二項第一号の便房は、 出入口には、車椅子使用者が通過する際に 次に定める構造

二 出入口には、当該便房が高齢者、 の円滑な利用に適した構造を有するものであ 支障となる段を設けないこと。 障害者等

兀 造を有する水洗器具を設けること。 ることを表示する案内標識を設けること。 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構 腰掛便座及び手すりを設けること。

第三十二条 前条第一項第一号から第三号まで、 前項の便房について準用する。 第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、

便所」と読み替えるものとする。 第七章 旅客特定車両停留施設の構造

二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該 について準用する。この場合において、前条第 号までの規定は、第三十条第二項第二号の便所

第三十三条 公共用通路(旅客特定車両停留施 交通の用に供されている一般交通用施設であっ 停留することができる時間内において常時一般号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が 年建設省令第二十五号)第一条第一号から第三 に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和二十七 は、次に定める構造とするものとする。 に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路 いう。以下同じ。) から旅客特定車両の乗降 て、旅客特定車両停留施設の外部にあるものを

効幅員を一・二メートル以上とすることがで を車椅子の転回に支障のないものとし、か い場合においては、通路の末端の付近の広さ と。ただし、構造上の理由によりやむを得な ることができる広さの場所を設けた上で、有 つ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回す 有効幅員は、一・四メートル以上とするこ

- ・ 自助りこ星月から舞造又よ気冷悸、章序トル以上とすることができる。トル以上とすることができる。 ただし、構造上の理由によりやむること。ただし、構造上の理由によりやむ
- ユデュビートでは、10mmでは、10mmであること。 ること。 自動的に開閉して通過できる構造とす
- 第一項の一以上の通路(以下「移動等円骨化場合においては、この限りでない。差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段|
- お一項の一以上の通路(以下「移動等円滑化」とができる。 とができる。
- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第三十五条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができきる場合は、前項の規定によらないことができきる場合は、前項の規定によらないことができる場合は、前項の規定によらないことができる場合は、前項の規定によらないことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。
- 一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げ構造とするものとする。
- める構造とすること。 二 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定とすること。
- 易に識別できるものとすること。 色の輝度比が大きいこと等により段差を容色の端部の全体とその周囲の部分との
- となるものを設けない構造とすること。となるものを設けない構造とすること。
- 路の出入口は、次に定める構造とするものとす第三十四条 移動等円滑化された通路と公共用通(出入口)

- 上とすることができる。ない場合においては、八十センチメートル以ない場合においては、八十センチメートル以こと。ただし、構造上の理由によりやむを得て対幅は、九十センチメートル以上とする
- 構造とすること。
  「戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める
- トル以上とすることができる。を得ない場合においては、八十センチメーを得ない場合においては、八十センチメーること。ただし、構造上の理由によりやむ、有効幅は、九十センチメートル以上とす
- ること。
  者等が容易に開閉して通過できる構造とする動的に開閉する構造又は高齢者、障害
- (エレベーター) 場合においては、この限りでない。 差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける 三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段
- る。 レベーターは、次に定める構造とするものとす 第三十五条 移動等円滑化された通路に設けるエ
- 限る。)にあっては、この限りでない。とっただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声きる構造のものが開閉する籠の出入口を音でより知らせる設備が設けられているものにより知らせる設備が設けられているとし、内との大幅は一・四メートル以上とし、内限る。)にあっては、この限りでない。
- 三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及ンチメートル以上とすること。 二 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十セ

上とすること。

- (傾斜路) (傾斜路)
- 第三十六条 移動等円滑化された通路に設ける傾第三十六条 移動等円滑化された通路に設ける傾端を含む。以下この条において同りでは、次に定める構造とするものとする。

とする。

と。ただし、階段に併設する場合において| た| 有効幅員は、一・二メートル以上とするこ| +

- さる。
  さる。
- ることができる。 トル以下の場合は、十二パーセント以下とすと。ただし、傾斜路の高さが十六センチメーと。様断勾配は、八パーセント以下とするこ
- 移動等円滑化された通路に設ける頃斜路の末設けること。 内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を路にあっては、高さ七十五センチメートル以路にあっては、高さが七十五センチメートルを超える傾斜
- こと。 
  2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床
- (エスカレーター) 通路に設ける傾斜路について準用する。 通路に設ける傾斜路について準用する。 八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された 3 第十三条第三号から第五号まで、第七号、第
- 第三十七条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第三号及び第四号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していればれる場合は、そのうち一のみが適合していればたりるものとする。

- 降方向を音声により知らせる設備を設けるもの多ーには、当該エスカレーターの行き先及び昇3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーはついて準用する。 動等円滑化された通路に設けるエスカレーター 動等円滑化された通路に設けるエスカレーター
- た通路に設ける階段について準用する。十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化され十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化され第三十八条 第十六条第二号から第八号まで、第(階段)

#### (乗降場)

- 次に定める構造とするものとする。 第三十九条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、
- とすること。とすること。
- ト以下とすることができる。りやむを得ない場合においては、八パーセンただし、地形の状況その他の特別の理由によ縦断勾配は、五パーセント以下とすること。縦断勾配は、五パーセント以下とする方向の 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の
- 『 乗奉易り家帯りうち、秀尊直各そり也りをおい場合においては、ニパーセント以下と地形の状況その他の特別の理由によりやむをと。ただし、誘導車路の構造、気象状況又はと。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は 横断勾配は、一パーセント以下とするこ
- | 乗降場の緑端のうち、誘導車路その他の旅 を特定車両の通行、停留又は駐車の用に供す る場所(以下この号において「旅客特定車両 用場所」という。)に接する部分には、柵、 用場所」という。)に接する部分には、柵、 でいう。)に接する部分には、柵、 を特定車両の通行、停留又は駐車の用に供す を特定車両の通行、停留又は駐車の用に供す を特定車両の通行、停留又は駐車の用に供す を特定車両の通行、停留又は駐車の用に供す を特定車両の通行、停留又は駐車の用に供す を特定車両の通行、停留又は駐車の用に供す
- のであること。 
  正車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のも 
  当該乗降場に接して停留する旅客特定車両

### (運行情報提供設備)

- (更介) 第四十条 旅客特定車両の運行に関する情報を文第四十条 旅客特定車両の運行に関する情報を文第四十条 旅客特定車両の運行に関する情報を文
- 第四十一条 第三十条から第三十二条を号」と、「同条各号」とあるのは「第二十五条各号」とあるのは「移動等円滑化された通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」とあるのは「移動等円滑化された通路と読み替えるものとする。
- (乗車券等販売所、待合所及び案内所)
- する。 乗車券等販売所を設ける場合は、そ 第四十二条 乗車券等販売所を設ける場合は、そ
- げる基準に適合するものであること。との間の通路は、第三十三条第一項各号に掲一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすは、次に定める構造とすること。 二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上

ること。

1) 有効福よ、八十センチメートレ以上とこる構造とするものとする。 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定め

すること。 (1) 有効幅は、八十センチメートル以上と

過できる構造とすること。 2 高齢者、障害者等が容易に開閉して通 5

本である場合は、この限りでない。 は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構 上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構 上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構 上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構 とのものであること。ただし、傾斜路を設 のものであること。ただし、傾斜路を設 のは、この限りでない。

合について準用する。
前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場構造である場合は、この限りでない。

3 乗車券等販売所又は案内所に表かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字にている旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表ている旨を当該乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置示するものとする。

第四十三条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等のだし、乗車券等の販売を行う者が常時対応するだし、乗車券等販売所に券売機を設ける場際四十三条 乗車券等販売所に券売機を設ける場

(案内標識)

のとする。
かとする。
前項の案内標識には、点字、音声その他の方

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他 4 家客内標識を設けるものとする。 フは同項に規定する案内板その他の設備 5 う。) 又は同項に規定する案内板その他の設備 5 方。) 又は同項に規定する案内板その他の設備 5 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他 4 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他 4

に適合するものとする。
4 前項の案内標識は、日本産業規格2八二一○

の限りでない。 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、 な共用通路に直接通ずる出入口の付近には、

のとする。
公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他のとする。

- (視覚障害者誘導用ブロック)

第四十五条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、ものとする。

 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロック が敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第 が敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第 が第四十二条の基準に適合する乗車券等販売所 との間の経路を構成する通路には、それぞれ視 との間の経路を構成する通路には、それぞれ視 との間の経路を構成する通路には、それぞれ視 との間の経路を構成する通路には、それぞれ視 は、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されると等 する二以上の設備がある場合であって、当該二 以上の設備間の誘導が適切に実施されると等 する二以上の設備間の経路を構成する通路と第 する二以上の設備間の経路を構成する通路と第 であって、当該二 以上の設備間の誘導が適切に実施されると等 は、当該二以上の設備間の経路を構成する通路 については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエは、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものは、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する通路には、視覚障害者である。

1 4 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色そのとす。

備を設けるものとする。 る箇所に、音声により視覚障害者を案内する設の移動等円滑化のために必要であると認められの移動等円滑化のために必要であると認められ

(休憩施設)

第四十六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等第四十六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等

すりのでというによいで、 が有りのできたで、この限りでない。 とする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及 をする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及 等の休憩の用に供する設備を一以上設けるもの 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者

3 前項の施設に優先席(主として、高齢者、障 部項の施設に優先席(主として、高齢者、障 ができる者を表示する案内標 場合は、その付近に、当該優先席における優先 場合は、その付近に、当該優先席における優先 場合は、その付近に、当該優先席における優先

(照明施設)

第四十七条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及 は、この限りでない。

(防雪施設)

雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとす野血・大変でを及ぼすおそれのある箇所には、融り、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行にり、高齢者、障害者等の安全がつ円滑な通行によいな体横断施設において、積雪又は凍結により、自転車歩行者専用道路等及

役務の提供の方法 第九章 旅客特定車両停留施設を使用した

(通路)

するものとする。 レベーターについては、次に掲げる基準を遵守 第四十九条 移動等円滑化された通路に設けるエ

籠内については、第三十五条第一号ただし

四 籠勺こつハてよ、第十二条第十三号ただしより知らされるようにすること。 を使用して、到着する籠の昇降方向が音声にを使用して、到着する籠の昇降方向が音声に 乗降ロビーについては、第十二条第十三号

移動等円滑化された通路に設けるエスカレー
 移動等円滑化された通路に設けるエスカレー
 でない。

ときは、この限りでない。し、日照等によって当該照度が確保されているし、日照等によって当該照度が確保されているして、適切な照度を確保するものとする。ただ設が設けられた場合には、当該照明施設を使用設が設けられた場合には、当該照明施設を使用

(エスカレーター)

第五十条 旅客特定車両停留施設のエスカレーターの行き先及び昇降方向が音声によられた場合には、当該設備を使用して、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向が音声により知らされるようにするものとする。

明施設を使用して、適切な照度を確保するものては、照明施設が設けられた場合には、当該照第五十一条 旅客特定車両停留施設の階段につい

保されているときは、この限りでない。 とする。ただし、日照等によって当該照度が確

第五十二条 旅客特定車両停留施設の乗降場につ 円滑に乗降できる場合は、この限りでない。 のとする。ただし、当該設備を使用しなくても に乗降するために必要となる役務を提供するも は、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑 滑に乗降するための設備が備えられた場合に いては、スロープ板その他の車椅子使用者が円 (運行情報提供設備) 3

第五十三条 旅客特定車両の運行に関する情報を 供されるようにするものとする。ただし、音声 による提供が困難な場合は、この限りでない。 当該設備を使用して、当該情報が音声により提 り提供するための設備が備えられた場合には、 する。ただし、文字等による表示が困難な場合 字等により適切に表示されるようにするものと | 第五十六条 | 第四十三条ただし書の規定が適用さ 場合には、当該設備を使用して、当該情報が文 文字等により表示するための設備が備えられた 旅客特定車両の運行に関する情報を音声によ この限りでない。

第五十四条 便所の出入口付近については、第三 便所との間の経路における通路については、照一号の便房が設けられた便所又は同項第二号の 視覚障害者に示されるようにするものとする。 ただし、日照等によって当該照度が確保されて 使用して、適切な照度を確保するものとする。 明施設が設けられた場合には、当該照明施設を る場合に限る。)並びに便所の構造が音により して、男子用及び女子用の区別(当該区別があ る。) が設けられた場合には、当該設備を使用 十条第一項第一号の設備(音によるものに限 いるときは、この限りでない。 移動等円滑化された通路と第三十条第二項第

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第五十五条 乗車券等販売所については、次に掲 げる基準を遵守するものとする。 し、日照等によって当該照度が確保されてい 使用して、適切な照度を確保すること。ただ 施設が設けられた場合には、当該照明施設を との間の経路における通路については、照明 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所

適用される場合には、車椅子使用者からの求 るときは、この限りでない。 第四十二条第一項第三号ただし書の規定が

> めに応じ、常時勤務する者がカウンターの前 に出て対応すること。

2 「第四十二条第二項の規定により準用される同 する。 用する。この場合において、前項第二号中「第 条第一項第三号ただし書」と読み替えるものと 四十二条第一項第三号ただし書」とあるのは、 前項の規定は、待合所及び案内所について準

かないものを除く。)については、第四十二条 字により意思疎通を図るものとする。 者からの求めに応じ、当該設備を使用して、 第三項の設備が備えられた場合には、聴覚障害 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置 文

(券売機)

券等の販売を行うものとする。 れる場合には、同条ただし書の窓口について は、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車

の配置の案内) (旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備

5

|第五十七条 公共用通路に直接通ずる出入口の付 とする。 られた場合には、当該設備を使用して、旅客特 近その他の適切な場所については、第四十四条 音により視覚障害者に示されるようにするもの 第六項の設備(音によるものに限る。)が設け 定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置が

(視覚障害者を誘導する設備等)

第五十八条 第四十五条第一項の通路について 当該設備を使用して、音声により視覚障害者を 誘導するものとする。 は、同条第五項の設備が設けられた場合には、

2 第四十五条第二項ただし書の規定が適用され る場合には、視覚障害者の誘導を行う者が常駐 する二以上の設備間の誘導を適切に実施するも のとする。

#### 附則

(施行期日)

1 月二十日)から施行する。 (経過措置) この省令は、法の施行の日(平成十八年十二

2 図ることが特に必要な道路の区間について、市 る道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を ず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに 街化の状況その他の特別の理由によりやむを得 ない場合においては、第三条の規定にかかわら 第三条の規定により歩道を設けるものとされ

> めの道路の部分を設けることができる。 接続する路肩の路面における凸部、車道におけ る狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させ て歩行者又は自転車の安全な通行を確保するた

3 員を一・五メートルまで縮小することができ 図ることが特に必要な道路の区間について、市 る道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を ず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅 ない場合においては、第四条の規定にかかわら 街化の状況その他の特別の理由によりやむを得 第三条の規定により歩道を設けるものとされ

条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間に 理由によりやむを得ない場合においては、第四路の区間について、地形の状況その他の特別の るエレベーター又はエスカレーターが存する道 おける歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小 することができる。 移動等円滑化された立体横断施設に設けられ

ま適用することが適当でないと認められるとき 得ないため、第八条の規定による基準をそのま ことができる。 は、当分の間、この規定による基準によらない 地形の状況その他の特別の理由によりやむを

6 得ない場合においては、第十条の規定の適用に あるのは、「一メートル」とする。 ついては、当分の間、同条中「ニメートル」と 地形の状況その他の特別の理由によりやむを

# 附 則 (平成二四年三月一日国土交通省 令第一〇号)

備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定 の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行 るための改革の推進を図るための関係法律の整 この省令は、地域の自主性及び自立性を高め

## 令第一二号) 則 (令和三年三月三〇日国土交通省

三年四月一日)から施行する。 滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和二年法律第二十八号) の施行の日 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円 ( 令 和